

許可番号 第03550000662号

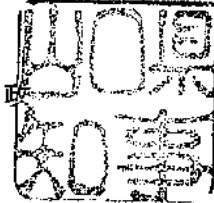
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 福岡県北九州市門司区新門司三丁目38番2号
氏名 株式会社イマナガ
代表取締役 今永 良二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣



許可の年月日 平成28年 3月 8日

許可の有効年月日 令和 5年 3月 7日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 3月 8日 更新許可
令和 2年 5月 27日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 今永 進二))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

複写厳禁

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (ｶﾞﾙﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セリウム又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾓ、ｼﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾁｻﾞﾝ、ｼﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素ｲﾝ濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾓ、ｼﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ (水素ｲﾝ濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾌﾗﾓ、ｼﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、ﾁｻﾞﾝ、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾐﾝ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セリウム又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾀﾝ、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等
以上7種類

複写厳禁